

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	全体計画認定（計画変更を含む）【既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合】		
根 拠 法 令 名	建築基準法		(条項) 第86条の8第1項
基 準 法 令 名	建築基準法 建築基準法施行規則		(条項) 第86条の8第1項 (条項) 第10条の23～25
所 管 部 署	都市計画部 建築指導課 審査係		
標 準 処 理 期 間	35日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】・文書の名称 【 大津市全体計画認定制度の運用基準、他 】</p> <p>・掲載図書等 【 大津市全体計画認定制度の運用基準冊子、他 】</p> <p>・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <input checked="" type="checkbox"/>※</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。